なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎13Ｆ　南関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ045―211―7143

⑵　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成26年10月31日から平成27年２月２日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後５時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文書類：ＰＤＦ（Acrobat８又は1.4）形式
図面類：ＰＤＦ（Acrobat８又は1.4）形式
数量表等：Excel（2007形式）
申請書類：ＰＤＦ（Acrobat８又は1.4）形式
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。
この場合、⑴へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ―Ｒ（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。
なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。
※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、装備施設本部のホームページより入手可能である。
（http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/news/kensetsu/zugadata-douijikou.pdf）

⑶　申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　平成26年11月20日午後５時

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

⑷　入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成27年１月28日正午

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。紙入札方式による場合は、⑴に持参又は郵送等により提出する。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時　平成27年２月３日午前10時

イ　場所　南関東防衛局入札室

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行横浜中代理店　横浜銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　南関東防衛局）又は銀行等の保証（取扱官庁　南関東防衛局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

⑶　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成27年１月13日から同年１月28日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。

イ　提出場所　上記４⑴に同じ。

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

⑷　契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

⑸　入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

⑹　配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

⑺　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は、入札説明書による。）。

⑼　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。

⑾　手続における交渉の有無　無。

⑿　契約書作成の要否　要。

⒀　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒁　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する（詳細は、入札説明書による。）。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒄　予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。